

第1号議案

平成24年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）

平成24年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ133,696千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,286,522千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年2月20日提出

北はりま消防組合

管理者 加東市長 安田正義

北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の公布により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）の一部が改正されたため、同法の規定を引用する北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成23年北はりま消防組合条例第19号。以下「条例」という。）の一部を改正するもの。

2 改正内容

- (1) 支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とされたことに伴い、条例第10条の2第2号中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めること。
- (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の第5条第10項が削除され、同条中第12項が第11項とされたことに伴い、条例第10条の2第2号中の「第5条第12項」を「第5条第11項」に改めること。

3 施行期日

改正内容(1)については、平成25年4月1日、改正内容(2)については、平成26年4月1日から施行する。

北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

平成24年の人事院勧告に基づく昇給昇格制度の見直しについては、昨年12月の臨時議会で条例の一部改正を行ったところですが、兵庫県人事委員会からは自宅に係る住居手当の改定が勧告され、国や構成市の西脇市においては既に廃止されており、兵庫県でも自宅に係る住居手当廃止の改正条例（24年度中の住居手当の引下げは実施なし）が昨年12月に公布されています。

この勧告を受け、加東市では自宅に係る住居手当廃止の給与条例改正案を3月議会に上程を予定しており、北はりま消防組合でもこれらのことを踏まえ、管理者の属する市（加東市）に準じて改正をおこなうとしているため、北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

自宅に係る住居手当の廃止

3 手当廃止による効果

年間約2,688千円削減される。

4 施行期日 平成25年4月1日

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更（要旨）

1 変更理由

平成25年4月1日付で西はりま消防組合が兵庫県市町村職員退職手当組合に加入し、及び平成25年3月31日をもって宍粟環境事務組合が兵庫県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部変更を行うもの。

2 変更内容

組合を組織する市町等から宍粟環境事務組合を削り、西はりま消防組合を加える。

3 施行期日 平成25年4月1日

第5号議案 説明資料1

- 1 施工場所 兵庫県加東市下滝野1269番地2 北はりま消防本部ほか
- 2 工 期 契約日から平成26年3月31日まで
- 3 システム機器構成

項	機 器 の 名 称	数 量	備 考
1	指令装置 (1) 指令台 (2) 自動出動指定装置 (3) 地図検索装置 (4) 長時間録音装置 (5) 非常用指令設備 (6) 指令制御装置 (7) 携帯電話、IP電話受信転送装置 (8) 署所端末装置 (9) 無線指令受付装置 (10) 駆け込み通報装置	3台 1式 3台 1台 1台 1台 1式 11式 11式 11式	
2	指揮台 (1) 指揮台 (2) 自動出動指定装置 (3) 地図等検索装置	1台 1式 1台	
3	表示盤 (1) 車両運用表示盤 (2) 支援情報表示盤 (3) 多目的情報表示盤 (4) 映像制御装置	1面 1面 1面 1式	
4	無線統制台	1台	消防救急デジタル無線対応
5	指令電送装置 (1) 指令情報送信装置 (2) 指令情報出力装置 (3) 署所情報表示盤	1式 11式 9面	
6	気象情報収集装置	1式	
7	災害状況等自動案内装置	1式	音声合成装置連動
8	順次指令装置	1式	
9	音声合成装置	4式	
10	出動車両運用管理装置 (1) 管理装置 (2) 車両運用端末装置 (3) 車外設定端末装置 (4) カーナビゲーション端末装置	1式 53式 22式 10式	A V M ・ G P S ・ ナビ

1 1	システム監視装置	1 式	
1 2	電源装置	1 式	無停電電源装置・直流電源装置 非常用発動発電機
1 3	統合型位置情報通知システム	1 式	統合型 (固定電話・I P 電話・携帯電話)
1 4	1 1 9 受信 F A X	1 式	
1 5	消防ネットワーク	1 式	
1 6	消防庁舎車庫監視カメラ	1 4 式	
1 7	現場映像伝送装置	1 式	
1 8	電話交換機設備	1 式	構内デジタル交換機等 (センター・署所等)
1 9	防災対策室設備	1 式	作戦指揮所
2 0	消防支援システム	1 式	消防支援情報管理
2 1	避雷装置	1 式	
2 2	他システム連携装置	1 式	J - A l e r t 受信端末装置

第6号議案

平成25年度北はりま消防組合一般会計予算

平成25年度北はりま消防組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,949,443千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、102,000千円と定める。

平成25年2月20日提出

北はりま消防組合

管理者 加東市長 安田正義